少人数学級編制の実現をはじめとする教職員定数改善、 義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書

中地区教職員組合では、子どもたちにゆたかな学びを保障するとともに教育を取り巻く環境の一層の充実を願い、少人数学級の実現をはじめとした教職員定数の改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充に向け、とりくみを進めてきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、文部科学省から「学校の新しい生活様式」が示されました。マニュアルでは、「密集」を回避するための身体的距離の確保について、「1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取ります」と記されています。しかしながら、現行の1学級を40人とする「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」では、十分な距離を確保することができず、「学校の新しい生活様式」とはかけ離れた状況が生じています。

さらに、3ヶ月に及ぶ突然の休校により、学びの遅れを取り戻すために、今まで以上に丁寧な学習指導・支援の必要性が生じているとともに、長期休校、感染症拡大による社会不安や家庭環境の変化などにより、さまざまなストレスを抱えながら生活している子ども一人ひとりに、より丁寧に関わりながら心のケアを進めていくことが求められています。

そして、社会全体における「新しい生活様式」とともに、学校における教育活動として、 恒常的な感染症対策を継続的に実施していく必要があります。

これらを実現するためにも国の施策として、義務教育費国庫負担制度を2分の1に復元し、少人数学級の実現をはじめ、ゆたかで行き届いた教育の実施に向け、教職員定数改善のための財源を保障し、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが必要です。

前例がない緊急事態の中で、学校が子どもたちや保護者の不安に向き合うとともに、「社会総がかり」で子どもたちの心のケアとゆたかな学びの支援を継続して行う必要があります。

よって、次の事項について配慮されるよう、強く要望いたします。

- 1 少人数学級編制の実現をはじめとする教職員定数改善計画を早急に策定すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月24日

平 塚 市 議 会